

第8期 高浜市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

みんなで、つながり、つくろう！
いつまでも健康でいきいきと暮らせるまち たかはま



令和3（2021）年3月

この計画は…

本市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、市民一人ひとりが、いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。

市民が医療や介護を必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「たかはま版地域包括ケアシステム」の充実が求められており、この計画は、その実現を目指すものです。

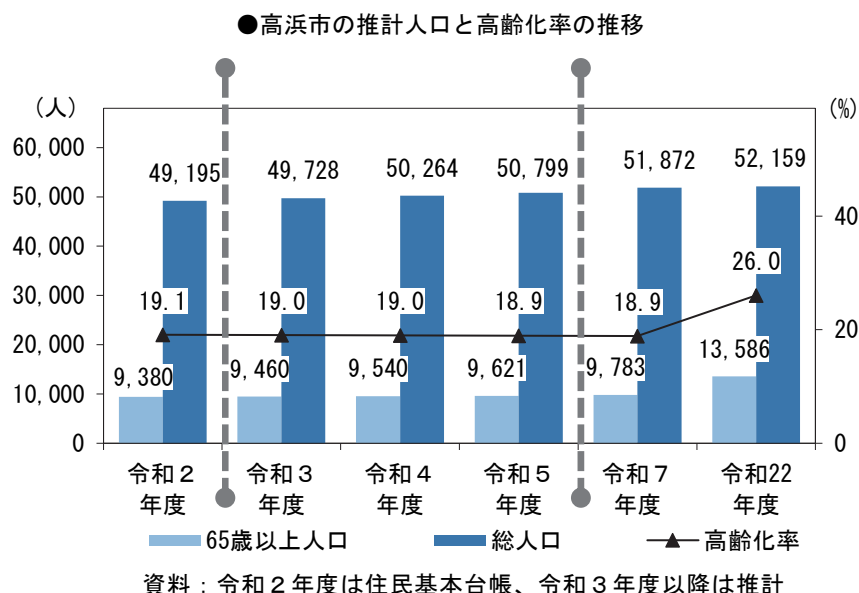
【法的な根拠】 この計画は、老人福祉法に定められている市町村老人福祉計画と介護保険法に定められている市町村介護保険事業計画を一体化した計画です。

【計画の期間】 令和3（2021）～令和5（2023）年度

本市の高齢者を取り巻く現状と見込み

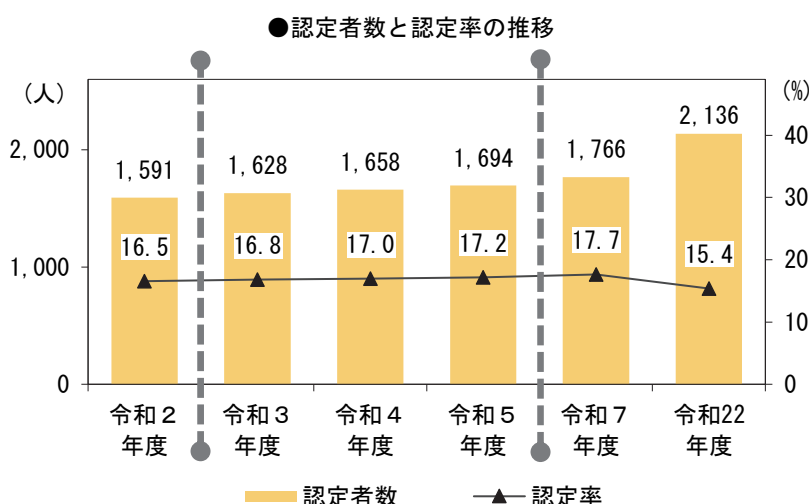
高齡化の進展

令和2（2020）年10月1日現在、本市の高齢者人口（65歳以上人口）は9,380人で、人口に占める高齢者の割合である高齢化率は19.1%です。本計画の最終年度の令和5（2023）年度には9,621人、高齢化率は18.9%になると予測されます。



認定者数と認定率の推移

介護保険では、原則として介護が必要であると認定を受けた人がサービスを利用できます。本市の令和2（2020）年10月1日の認定者数は1,591人です。推計では、令和5（2023）年度には1,694人になると予測されます。



みんなで、つながり、つくろう！ いつまでも健康でいきいきと暮らせるまち たかはま

令和2（2020）年度までの前計画においては、本市が以前より取り組んできた、高齢者から障がいのある人、そして、子ども、人づくりまで範囲を広げ、ライフステージごとに切れ目なく必要な支援を提供できるシステムづくり（地域共生）の考え方や、自立支援・重度化防止に向けた施策の具体的な展開などを計画化し各種施策を進めてきました。

本計画では、ようやく軌道に乗ってきたこうした取組を更に進め、団塊の世代が75歳以上に到達する2025年と団塊ジュニア世代が65歳以上となり生産年齢人口が急速に減少する2040年に向けたサービス基盤や人材基盤の整備を念頭に置いた中長期的なビジョンを描く必要があります。

現在、世界は新型コロナウイルスという脅威に直面しており、介護現場においてもサービスを利用する側・提供する側の双方が過酷な状況に置かれています。

まさに「介護の社会化」を標榜している介護保険制度の持続可能性を高めるためにも、先を見越した取組が必要となります。

これまで本市では、高齢者本人はもとより、その家族、医療・介護・福祉サービスの提供事業者、地域社会の「健康」に焦点をあてることによって、「たかはま版地域包括ケアシステム」の充実を目指してきました。

また、地域のさまざまな主体と協働し、市民の健康寿命の延伸を図るとともに、たとえ介護が必要となっても、住み慣れた地域において生きがいを持って、安心して住み続けられるまちづくりを目指してきました。

本計画においては、これまでの考え方を引き継ぐとともに、高齢者のみならず、すべての市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく生きられる地域共生社会の実現を目指して、基本理念を「みんなで、つながり、つくろう！いつまでも健康でいきいきと暮らせるまち たかはま」とします。



計画の体系

基本理念

みんなで、つながり、つくろう！
いつまでも健康でいきいきと暮らせるまち
たかはま

基本方針

1 たかはま版地域包括ケアシステムの充実・強化

2 フレイル対策と高齢者の活躍するまちづくりの推進～地域循環型福祉経済の仕組みづくり

3 認知症施策の推進

4 要介護者と介護に取り組む家族への包括的な支援の充実

施策の方向性

- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- ネットワークの充実・強化
- 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と育成
- 住まいに関する支援の充実
- 安全・安心のまちづくりの推進

- フレイル予防の充実
- 生きがい活動・就労の推進
- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 自立支援・重度化予防の取組と目標
- 在宅生活支援の充実

- 認知症理解の促進
- 認知症予防の推進
- 認知症支援体制の構築
- 高齢者の権利擁護の推進

- 被保険者・認定者の現状と見込み
- 居宅サービス等の現状と見込み
- 地域密着型サービスの現状と見込み
- 施設サービスの現状と見込み
- 市町村特別給付（上乘せ・横だしサービス）の方向性
- 介護保険事業費・介護保険料の見込み
- 介護給付の適正化の推進
- リハビリテーション提供体制の充実



基本計画

1 たかはま版地域包括ケアシステムの充実・強化

すべての市民が地域で安心して暮らし続けられるよう「たかはま版地域包括ケアシステム」の充実・強化を図るとともに、困りごとを抱えた人と継続的につながり、関わりながら、本人と周囲との関係を広げていく伴走型の支援体制を構築していきます。また、介護人材の育成と確保のため、介護現場における生産性の向上を図り、介護人材の処遇改善を進めていきます。

▼施策の方向性と今後の取組

- (1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
地域共生社会の考え方の普及／地域共生を目指す居場所づくり／まちづくり協議会と協働した活動の推進
- (2) ネットワークの充実・強化
「いきいき広場」を中心としたネットワークの充実／多職種連携による地域ケア会議の強化／支援調整会議（支援チーム）の強化／見守りネットワークの充実／在宅医療と福祉・介護連携の推進／在宅医療・介護の連携推進のための環境整備
- (3) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と育成
事業者との協働による人材確保・育成／介護・福祉職の魅力のPR／潜在的な介護人材の就業支援
- (4) 住まいに関する支援の充実
高齢者に配慮した住宅等の質の確保／シルバーハウジングとライフサポートアドバイザー・生活援助員（LSA）の派遣／自宅で生活することが困難な高齢者の住まいの確保／空き家の活用／ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- (5) 安全・安心のまちづくりの推進
避難行動要支援者支援事業の普及／避難所における要配慮者受け入れ体制の充実／災害対策の充実／感染症対策の充実／新型コロナウイルス対策等に関する情報発信の充実／防犯体制の充実／交通安全に関する情報提供の充実

2 フレイル対策と高齢者の活躍するまちづくりの推進 ～地域循環型福祉経済の仕組みづくり

「健康自生地」を更に充実していくとともに、生活習慣の改善がフレイル対策につながることから、市民が主体的に楽しみながら健康づくりに取り組めるような環境を整えます。また、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる仕組みづくりを引き続き推進していきます。

▼施策の方向性と今後の取組

- (1) フレイル予防の充実
生涯現役のまちづくり事業の推進・発展／たかはま健康チャレンジ事業の推進／高齢者保健事業の充実／高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- (2) 生きがい活動・就労の推進
生きがいづくりのための支援／世代間交流の推進／いきいきクラブ（老人クラブ）の活動への支援／高齢者の就労・雇用支援／シルバー人材センターとの連携
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
訪問型サービスの充実／通所型サービスの充実／介護予防ケアマネジメント／生活支援コーディネーターおよび協議体／一般介護予防事業／介護予防プログラム開発に向けた取組
- (4) 自立支援・重度化予防の取組と目標
生涯現役のまちづくり事業
- (5) 在宅生活支援の充実
配食サービス事業の充実／高齢者日常生活用具給付事業の継続／家具転倒防止器具取付事業の継続／緊急通報システム運営事業／家族介護者支援の充実

3 認知症施策の推進

できる限り多くの市民に認知症に対する理解を深めてもらうための啓発活動はもとより、認知症の人と家族の地域における居場所づくりや見守りネットワークづくりを進めていきます。さらに、軽度認知障害（MCI）から認知症になることを予防するためのプログラム開発を目指すとともに、認知症を発症した場合は、その進行状況にあわせて、適切な医療・介護サービスが受けられる体制を整えます。

▼施策の方向性と今後の取組

(1) 認知症理解の促進

啓発活動の充実／認知症ケアパスの推進／認知症高齢者を中心とした交流の場づくり／認知症サポーターの養成と活動の場づくり

(2) 認知症予防の推進

認知症予防に関する調査研究の推進／認知症予防活動の推進

(3) 認知症支援体制の構築

認知症地域支援推進員／認知症初期集中支援チームの充実／徘徊高齢者探知サービスの普及／見守りネットワークの充実／若年性認知症の人に対する支援の充実

(4) 高齢者の権利擁護の推進

権利擁護支援センターの充実／虐待に対する支援体制・虐待予防対策の充実／生活支援員の派遣／成年後見制度等の利用支援

4 要介護者と介護に取り組む家族への包括的な支援の充実

介護が必要な状態になっても、誰もが自らの意思でサービスを選択できるよう、居宅サービス、施設・居住系サービスを問わず必要とされる介護保険サービスを十分に確保できるよう努めます。特に、施設を選択せず、在宅介護を継続するため、家族介護者の精神的・肉体的負担を軽減することを重点に置いた支援策や重度の介護を要する人も安心して在宅で生活できるようなサービスの拡充を目指します。

▼施策の方向性

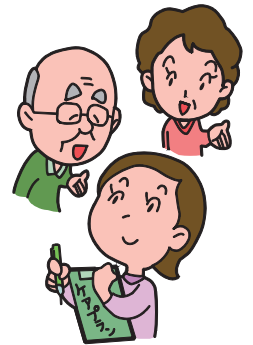
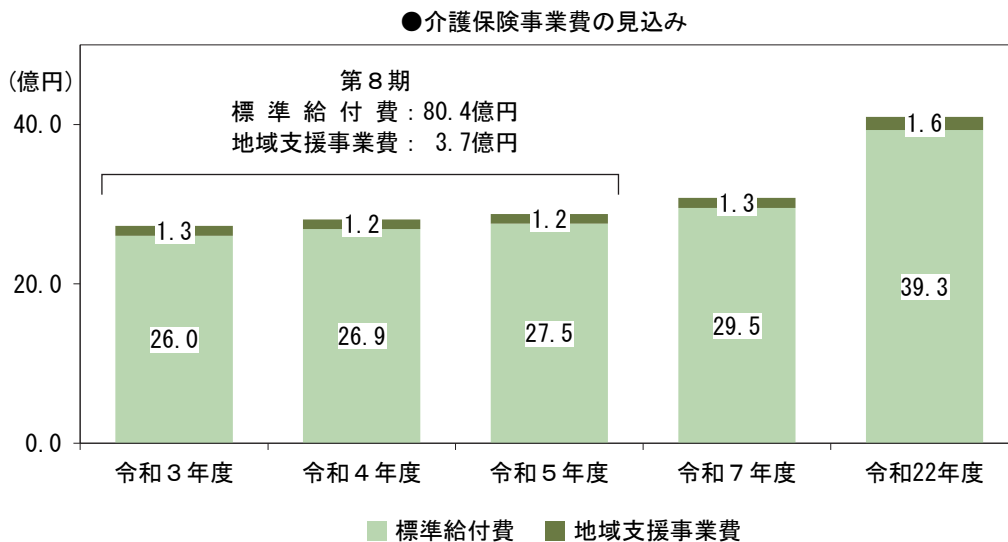
- 被保険者・認定者の現状と見込み
- 居宅サービス等の現状と見込み
- 地域密着型サービスの現状と見込み
- 施設サービスの現状と見込み
- 市町村特別給付（上乗せ・横だしサービス）の方向性
- 介護保険事業費・介護保険料の見込み
- 介護給付の適正化の推進
- リハビリテーション提供体制の充実



介護保険事業費・介護保険料の見込

介護保険事業費の見込み

介護サービス等給付費（居宅サービス、居住系サービス、施設サービスの介護サービスにかかる給付費）に、その他必要な費用を加えた標準給付費は、認定者の増加に伴い、第8期は約80.4億円となる見込みです。また、介護予防などにかかる地域支援事業費は約3.7億円となると見込んでいます。



第8期介護保険料の算定

介護保険給付に必要な費用は、半分が国、県、市の税金、半分が40歳以上の人の保険料でまかなわれています（40～64歳の人27%、65歳以上の人23%）。

上記の標準給付費と地域支援事業費などを含めて推計すると、第8期における65歳以上の人の負担分は約20億6,770万円となります。

これを、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の65歳以上の被保険者の合算数で割り戻した額が、本市における第8期の介護保険料となります。

保険料収納必要額	A：給付費（標準給付費＋地域支援事業費）×23%	[1,934,626千円]
	B：調整交付金相当額との差額	[204,373千円]
	C：保健福祉事業等	[48,697千円]
	D：介護給付費準備基金取り崩し額	[120,000千円]
	合 計（A＋B＋C－D）	2067,696千円

介護保険料
(65歳以上)

65歳以上の人口（2021～2023年の合算数）
30,076人

※実際の保険料算定には、保険料収納率を考慮します。

第8期の介護保険料は次のとおりとなります。なお、介護保険料は低所得者への配慮により、所得に応じた保険料が設定されています。本市では、国の基準である9段階方式を細分化し、17段階としています。

所得段階	基準額に対する割合	保険料月額	保険料年額	対象者	
第1段階	×0.45※	2,619円	31,428円	市民税世帯非課税	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者
第2段階	×0.65※	3,783円	45,396円		合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下
第3段階	×0.70※	4,074円	48,888円		合計所得と課税年金収入の合計が120万円以下
第4段階	×0.85	4,947円	59,364円	市民税世帯課税 かつ 本人非課税	合計所得と課税年金収入の合計が120万円超
第5段階	×1.00	5,820円	69,840円		合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下
第6段階	×1.15	6,693円	80,316円	市民税本人課税	合計所得と課税年金収入の合計が80万円超
第7段階	×1.20	6,984円	83,808円		前年合計所得が120万円未満
第8段階	×1.30	7,566円	90,792円		前年合計所得が120万円以上125万円未満
第9段階	×1.50	8,730円	104,760円		前年合計所得が125万円以上210万円未満
第10段階	×1.60	9,312円	111,744円		前年合計所得が210万円以上290万円未満
第11段階	×1.70	9,894円	118,728円		前年合計所得が290万円以上320万円未満
第12段階	×1.75	10,185円	122,220円		前年合計所得が320万円以上350万円未満
第13段階	×1.80	10,476円	125,712円		前年合計所得が350万円以上500万円未満
第14段階	×1.85	10,767円	129,204円		前年合計所得が500万円以上600万円未満
第15段階	×1.95	11,349円	136,188円		前年合計所得が600万円以上700万円未満
第16段階	×2.10	12,222円	146,664円		前年合計所得が700万円以上850万円未満
第17段階	×2.20	12,804円	153,648円		前年合計所得が850万円以上1,000万円未満
					前年合計所得が1,000万円以上

※消費税を財源とした国の低所得者に対する保険料軽減策により、第1段階の基準額に対する割合は0.45から0.25に、第2段階は0.65から0.40に、第3段階は0.7から0.65に軽減されます。

介護保険料は介護サービスにかかる給付費をまかなうための、大切な財源です。65歳以上の被保険者の方一人ひとりに保険料を負担していただくこととなりますが、社会全体で支えていく制度であることをご理解いただき、納付いただくようお願いいたします。



発行◆◇高浜市
編集○●福祉部 介護障がいグループ
〒444-1334

愛知県高浜市春日町五丁目165番地 いきいき広場内

TEL 0566-52-9871 FAX 0566-52-7918

URL <http://www.city.takahama.lg.jp/>